

令和4年

秋の全国交通安全運動

運動の重点



- 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- 自転車の交通ルール遵守の徹底

反射材を 身につけよう



交通事故死ゼロを目指す日

9月30日 金

実施期間

9月21日 水 ~ 9月30日 金

令和3年度 JA共済小・中学生交通安全ポスターコンクール 交通安全協会会長賞
豊基小学校豊基保育所組合立豊基小学校 6年生(受賞当時) 白木 侖奈さんの作品

岐阜県交通安全対策協議会

事務局 岐阜県環境生活部県民生活課 交通安全・コミュニティ係 TEL: 058-272-8205(直通)

令和4年 秋の全国交通安全運動の実施要綱

1 目的



秋口から年末にかけて、日没時間が急激に早まり、夕暮れから夜間にかけては、毎年重大な交通事故が多発しています。(午後4時～午後8時の、いわゆる「魔の時間帯」)

夕暮れ以降の交通事故防止、飲酒等の悪質運転の根絶、自転車の安全で適切な利用促進のため、県民一人ひとりが、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することにより交通事故の防止を図ります。



2 運動の重点と推進項目

運動の重点 1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

推進項目 1 歩行者の交通ルール遵守の徹底

横断歩道を渡る、信号を守るなど、歩行者もルールを守りましょう。運転者に横断する意思を伝え、安全を確認してから横断し、横断中も周りに気を付けましょう。

子供の飛び出しによる死亡事故や重傷事故を防ぐため、保護者や教育関係者からも幼児、児童への交通安全教育を推進しましょう。

高齢者は、加齢に伴って身体機能に変化が生じることを理解し、安全に通行しましょう。また、夕暮れ時や夜間の交通事故防止のため、反射材を着用しましょう。



推進項目 2 歩行者の安全確保

通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動を推進しましょう。

子供や高齢者、障がいのある人が道路横断しようとしている場合には、声かけ、誘導するなどして、地域一体となって安全に道路を横断できるように努めましょう。

「ゾーン30プラス」を始めとする生活道路対策、通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策を推進します。

※ゾーン30プラス:最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイス(ハンプや狭さく等)との適切な組合せにより、交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るもの。

運動の重点 2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

推進項目 1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

夕暮れ時の早めのライト点灯と、ハイビームの適切な使用を推進しましょう。

事業者は、自動車を運転する従業員に対し、夕暮れ時と夜間の運転について注意喚起しましょう。

推進項目 2 運転者の歩行者等への保護意識の向上

交通ルールを守り、歩行者や他の車両に対して「思いやり・ゆずり合い」の気持ちをもって運転しましょう。

運転者には、歩行者がいけないことが明らかな場合を除き、横断歩道の手前で停止できる速度で進行する義務があります。

運転中のスマートフォン等の使用は、絶対にやめましょう。

推進項目 3 飲酒運転の根絶

飲食店等では、運転者への酒類提供の禁止を徹底し、ハンドルキーパー運動を促進しましょう。

地域、職場等で飲酒運転根絶の取組みを推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」環境を作りましょう。



推進項目 4 妨害運転等の防止

朝礼や会合等、様々な機会に、悪質・危険な妨害運転やあおり運転の防止について広報しましょう。

推進項目 5 二輪車運転者等に対する広報啓発

ヘルメットとプロテクターの着用で、万が一の交通事故の場合の被害軽減を図りましょう。
時速20km/hを超える電動キックボードの運転には、運転免許証が必要であること、車道の通行、ヘルメットの着用などの義務があります。販売事業者も利用者に対して啓発しましょう。



推進項目 6 高齢運転者の交通事故防止

認知機能の低下、反射神経の鈍化、筋力の衰えなどの加齢等に伴う身体の変化が運転に及ぼす影響を理解し、安全に運転しましょう。運転に不安がある場合は、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の利用や、運転免許証の自主返納制度の活用を検討しましょう。

推進項目 7 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用で、交通事故が発生した場合の被害軽減を図りましょう。

高速乗合バスや貸切バス等の事業者は、全ての座席のシートベルト着用を呼びかけましょう。



正しい着用方法



早めのライト点灯

トワイライト・オン キャンペーン

令和4年9月21日(水)から12月31日(土)

「魔の時間帯」と言われる午後4時から午後8時にかけて、重大な交通事故が発生する傾向にあるため、運転者は日没30分前を目安にした早めのライト点灯、歩行者・自転車は反射材・反射器材を装着して交通事故を未然に防ぎましょう。



ライト点灯時間の目安	9月	10月	11月・12月
	午後5時	午後4時30分	午後4時

運動の重点 3 自転車の交通ルール遵守の徹底

推進項目 1 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底

自転車は、原則、車道で左側通行、歩道は車道寄りを通りましょう。イヤホン、スマートフォンを使用しながらの運転は危険です。

信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、二人乗り、並進、飲酒運転、夜間の無灯火走行の禁止等の基本的なルールを遵守しましょう。

推進項目 2 自転車利用者等の安全確保

夕暮れ時は早めのライト点灯により、自転車の視認性の向上を図りましょう。
自転車の安全を確保するため、両側面に反射器材を備え、自転車の定期的な点検整備に努めましょう。



推進項目 3 「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(岐阜県自転車条例)」の周知

令和4年10月1日から、岐阜県自転車条例により、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務、ヘルメットの着用が努力義務となります。

自転車を事業で使用する人や、自転車貸付事業者も、自転車の利用にかかる自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。また、ヘルメットは「命を守るツール」です。交通事故の被害を防止・軽減するため、年齢に関係なくヘルメットを着用しましょう。

令和4年の改正道路交通法では、公布日(令和4年4月27日)から1年以内に、全ての自転車利用者のヘルメットの着用努力義務が施行されます。

岐阜県では、令和4年4月1日から、「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行しており、10月1日にヘルメットの着用努力義務が施行されます。



岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

10月 から 自転車損害賠償責任保険等への 加入義務化

坂道を下ってきた小学5年生の自転車が歩行中の女性と正面衝突…

歩行者の女性は意識が戻らない重症を負いました。監督責任を問われた保護者に

約9,500万円の支払い命令が出されました。

(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

10月 から ヘルメットの着用努力義務

岐阜県内におけるヘルメット着用状況別の致死率

過去5年間の【平成29年～令和3年】



(注)「致死率」とは、死傷者のうち死者の占める割合をいう。(岐阜県警察資料)

交通遺児激励金へのご寄附のお願い

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日に合わせ、県内にお住まいの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。

趣旨に賛同いただき、ご寄附いただける方は、

岐阜県環境生活部県民生活課

(TEL 058-272-8205)までご連絡ください。

ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。

(令和3年度中：順不同、敬称略)

脇若保雄 / (一社)岐阜県道路交通安全施設業協会 / (特非)ぎふ長良川走ろう会 / Dream Power 実行委員会 / YuYu倶楽部 / 桑下美津代 / 中濃消防組合交通安全青年部会 / 岐阜県民共済生活協同組合 / (一社)岐阜県自動車会議所 / 田中英次 / 井本剛司 / 全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部 / その他匿名4名